

○松山大学大学院学則

昭和47年4月1日

制定

改正 昭和49年4月1日

昭和50年4月1日

昭和51年4月1日

昭和52年4月1日

昭和53年4月1日

昭和53年4月26日

昭和54年4月1日

昭和55年4月1日

昭和56年4月1日

昭和57年4月1日

昭和58年4月1日

昭和59年4月1日

昭和60年4月1日

昭和61年4月1日

昭和62年4月1日

昭和63年4月1日

平成元年4月1日

平成2年4月1日

平成3年4月1日

平成4年4月1日

平成5年4月1日

平成6年4月1日

平成7年4月1日

平成8年4月1日

平成9年4月1日

平成10年4月1日

平成11年4月1日

平成12年4月1日

平成13年4月1日

平成14年4月1日

平成15年4月1日

平成16年4月1日

平成17年4月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年 4 月 1 日

平成21年 4 月 1 日

平成22年 4 月 1 日

2011（平成23）年 3 月10日

2012（平成24）年 2 月16日

2013（平成25）年 3 月14日

2014（平成26）年 2 月 6 日

2015（平成27）年 2 月22日

2015（平成27）年 5 月28日

2016（平成28）年 3 月 1 日

2017（平成29）年11月30日

2019（平成31）年 1 月29日

2019（平成31）年 2 月20日

2019（令和元）年 9 月 6 日

2020（令和 2）年 9 月 7 日

2020（令和 2）年12月18日

2022（令和 4）年 2 月17日

2022（令和 4）年 6 月29日

2023（令和 5）年 2 月 2 日

第 1 章 総 則

第 1 条 この学則は、松山大学学則第 3 条に基づいて、大学院に関する必要な事項について定めるものとする。

第 2 条 本大学院に、次の修士課程及び博士課程研究科を置き、研究科に次の専攻を置く。

修士課程 言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻

修士課程 法学研究科 法学専攻

博士課程 経済学研究科 経済学専攻

博士課程 経営学研究科 経営学専攻

博士課程 社会学研究科 社会学専攻

博士課程 医療薬学研究科 医療薬学専攻

第 3 条 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療薬学研究科博士課程は 4 年の課程とし、前項の区分を設けない。

3 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程は、専攻分野に関し研究者として自立して研究

活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 各研究科の教育目標は、次のとおりとする。

- (1) 経済学研究科の教育目標は、変化の激しい現代社会の様々な側面を理論的・実証的に解明する能力を開発・醸成しつつ、社会の要請に応える人材を育成することにある。また、高度な専門性を備えた専門的職業人を養成すること並びに豊富な知識の修得に基づいた研究職従事者を養成することにある。
- (2) 経営学研究科の教育目標は、経営学、商学、会計学、管理工学、産業社会のそれぞれの分野における高度な理論並びにその実践的な応用力を生かし、社会のさまざまな領域において発生する具体的な問題を解決する能力を備えた高度専門職業人や研究者を育成することにある。
- (3) 言語コミュニケーション研究科の教育目標は、知識基盤社会に対応できる自立した市民の育成を土台として、高度な言語運用能力及び言語コミュニケーションに関する知識とスキルを身につけ、国際的視野を持ちながら、地域社会において実践的に貢献することのできる専門的職業人の育成及び関連する多様な研究に従事できる研究者を育成することにある。
- (4) 社会学研究科の教育目標は、自立的な市民の育成を土台にして、高度な社会学の専門的要素と想像力を身につけ、国際的視野を持ちながら、職場及び地域社会において問題発見と実践的な解決に貢献することのできる専門的職業人と、社会問題の研究と解決に寄与する研究者を育成することにある。
- (5) 法学研究科の教育目標は、日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築において、アカデミックな研究者の視点、法原理及び法原則を前提とした現行法制度（判例を含む。）に対する批判的分析を行う視点を体得し、高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成することにある。
- (6) 医療薬学研究科の教育目標は、高度な専門性をもって患者に最適の薬物治療を提供できる人材、薬物を適正に使用する上で生じる問題を科学的・社会的に解決できる人材、さらに薬学研究者の視点から病態や薬物作用機序の解明に取り組む人材を育成することにある。

第3条の2 前条第3項及び第4項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

第2章 教育方法、授業科目、単位数、研究指導、履修方法及び修了要件

第4条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第5条 本大学院では、授業科目として講義及び演習を設ける。ただし、医療薬学研究科においては、講義、演習及び実験・実習（特別研究、特別研修）を設ける。

第6条 各研究科における授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修又は選択の別については、別表(1)のとおりとする。なお、このほかに必要に応じ適当な授業科目を開設することができる。

2 各研究科における授業科目のうち、指導教員の担当する演習は必修とし、修士課程及び博士前期課程においては2年、博士後期課程においては3年にわたって履修するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、経済学研究科博士前期課程においては、研究科委員会が認めた場合に限り、指導教員の担当する演習を1年履修すれば足りるものとすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、医療薬学研究科博士課程においては、指導教員の担当する特別研究を必修とし、4年にわたって履修するものとする。

第6条の2 授業科目の開講期及び時間割は、毎学年の始めに定める。

2 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第7条 学生は、入学後所定の期日までに、指導教員を定め、研究科委員会の承認を得るものとする。

2 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事由がある場合は、研究科委員会の議を経てこれを認めることがある。

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

第9条 学生は、毎学年、指導教員の指導の下、履修しようとする授業科目を決定し、所定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 大学院の履修規程については、別に定める。

第10条 学生が履修した各授業科目については、筆記試験、口述試験又は研究報告によって成績の評価を行う。

2 成績の評価は、S、A、B、C、×、Fをもって表わす。Sは90点以上、Aは80点以上90点未満、Bは70点以上80点未満、Cは60点以上70点未満、×は60点未満とし、Fは単位認定の対象としないものとする。

3 S、A、B、Cを合格とし、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。×は不合格とし、×とFは単位を与えない。

第11条 各研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（本大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項の規定に基づき単位認定した授業科目の成績は、Nをもって表わす。

第12条 各研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議の上、学生が当該他大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。この場合において、学生が履修した授業科目について修得した単位は、本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項の規定により認定することのできる単位数は、前条第1項の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第13条 各研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等と予め協議の上、博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程の学生が、当該他大学の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

第 14 条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2 年とする。修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。各研究科における所定の単位は、

研究科	修得を要する科目と単位数
経済学研究科	講義科目 22 単位以上、演習科目 8 単位
経営学研究科	講義科目 24 単位以上、演習科目 8 単位
言語コミュニケーション研究科	専門科目 22 単位以上、課題演習科目 8 単位
社会学研究科	基礎科目 4 単位、専門科目 20 単位以上、課題演習科目 8 単位
法学研究科	共通科目 4 単位、基幹科目 6 単位以上、関連科目 12 単位、演習科目 8 単位

次の表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、各研究科の定めるところにより、優れた研究業績を上げた者について、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとすることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、経済学研究科博士前期課程の学生で、第 6 条第 3 項の規定により指導教員の担当する演習を 1 年履修すれば足りるとの承認を受けたものについては、演習科目 4 単位以上を含めて 30 単位以上の修得を要するものとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、言語コミュニケーション研究科においては、ポートフォリオの審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

第 14 条の 2 修士課程又は博士前期課程の学生が職業を有している等の事情により、前条第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 15 条 博士後期課程の標準修業年限は、3 年とする。博士後期課程の修了要件は、本大学院に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。各研究科における所定の単位は、次の表のとおりとする。

研究科	修得を要する科目と単位数
経済学研究科	特殊演習 12 単位
経営学研究科	特殊演習 12 単位
社会学研究科	特殊演習 12 単位及び特殊研究 4 単位

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、各研究科の定めるところにより、優れた研究業績を上げた者について、本大学院に 3 年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、その在学期間（2 年を限度とする。）を含む。）以上在学すれば足りるものとすることができる。

第 15 条の 2 医療薬学研究科博士課程の標準修業年限は、4 年とし、その修了要件は、本大学院に 4 年以上在学し、基礎科目 2 単位、専門科目 8 単位、特別研究 16 単位、特別研修 6 単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、別に定めるところに従い、修業年限の短縮を認めることがある。

第 15 条の 3 経営学研究科及び社会学研究科の博士後期課程並びに医療薬学研究科博士課程においては、学生が職業を有している等の事情により、第 15 条第 1 項及び前条に規定する標準

修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学位

第16条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の修士の学位を授与する。

経済学専攻 修士（経済学）

経営学専攻 修士（経営学）

英語コミュニケーション専攻 修士（英語コミュニケーション）

社会学専攻 修士（社会学）

法学専攻 修士（法学）

2 博士後期課程を修了した者には、その専攻に従って、次の博士の学位を授与する。

経済学専攻 博士（経済学）

経営学専攻 博士（経営学）

社会学専攻 博士（社会学）

3 医療薬学研究科博士課程を修了した者には、博士（薬学）の学位を授与する。

第17条 学位論文の審査、最終試験及び学位の授与については、松山大学学位規則の定めるところによる。

第18条 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭・高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭・高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は次のとおりとする。

経済学研究科 経済学専攻

中学校教諭専修免許状 社会

高等学校教諭専修免許状 公民

経営学研究科 経営学専攻

高等学校教諭専修免許状 商業

言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻

中学校教諭専修免許状 英語

高等学校教諭専修免許状 英語

社会学研究科 社会学専攻

中学校教諭専修免許状 社会

高等学校教諭専修免許状 公民

第4章 入学、在学期間、休学、退学及び除籍

第19条 入学時期は毎年4月とする。

第20条 修士課程又は博士前期課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他、大学を卒業したと同等以上の学力があると本大学院において認められた者

2 博士後期課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者
- (3) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を得た者

3 医療薬学研究科博士課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 6年制薬学教育課程を卒業し、薬剤師国家試験に合格した者
- (2) 薬剤師の資格を有し、大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者
- (3) 薬剤師の資格を有し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者

第21条 入学志願者については、学力及び人物について考査する。

第22条 入学志願者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、「松山大学大学院納付金規程」の定めるところにより、入学検定料を納入しなければならない。一旦収受した検定料は返還しない。

第23条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、「松山大学大学院納付金規程」の定めるところにより、入学金及び所定の学費を納入しなければならない。一旦収受した納付金は返還しない。

第24条 入学を許可された者は、所定の方式に従って宣誓をし、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たし得るものでなければならない。

3 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果し得ない場合には、新たな保証人を届け出なければならない。

第24条の2 前2条の手続きを怠ったときは、入学許可を取り消す。

第25条 在学期間は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年、医療薬学研究科博士課程においては8年を超えることができない。

2 停学期間は、第14条第1項、第15条第1項及び第15条の2に定める修業年限に算入しない。ただし、1か月未満の停学の場合には、この限りでない。

3 停学期間は、在学期間に算入する。

第26条 学生が、病気その他やむを得ない事由により満3か月以上修学することができないときは、休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は、前学期、後学期又は1年とする。ただし、特別の事情があるときは引き続き前学期、後学期又は1か年の休学を願い出ることができる。

3 休学は通算して2か年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第27条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学を願い出たときは、これを許可する。

第28条 退学者が再入学を希望し願い出たときは、選考の上許可することがある。

2 再入学に関する事項は別に定める。

第29条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 所定の納付金の納入を怠り、その督促をうけてもなおこれを納入しない者

- (2) 第 26 条第 3 項に定める休学期間を超えた者
- (3) 第 25 条に定める在学年限を超えた者
- (4) 長期間に亘り行方不明の者

第 5 章 在学科その他の納付金

第 30 条 経済学研究科，経営学研究科，言語コミュニケーション研究科，社会学研究科及び法学研究科の学生は，所定の在学科を納入しなければならない。

2 医療薬学研究科の学生は，所定の在学科及び実験実習料を納入しなければならない。

3 在学科及び実験実習料の納入については，「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。

4 一旦収受した在学科及び実験実習料は，「松山大学大学院納付金規程」に別段の定めがある場合を除き，一切返還しない。

5 休学期間中の在学科及び実験実習料については，「松山大学大学院納付金規程」によるものとする。

6 退学者の在学科及び実験実習料については，「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。

7 教育職員免許状取得に要する特別負担金については別に定める。

第 6 章 科目等履修生、委託生及び研究生等

第 31 条 本大学院における授業科目の履修を希望する者があるときは，研究科委員会における審議を経て，その履修を許可することがある。

2 前項の規定により本大学院における授業科目の履修を許可された者（以下「科目等履修生」という。）は，「松山大学大学院納付金規程」の定めるところにより，登録料及び受講料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の取扱いについては，「松山大学大学院科目等履修生規程」において定める。

第 32 条 他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の学生が本大学院における授業科目中 1 科目又は数科目の履修を願い出たときは、研究科委員会においてその履修を認めることができる。

2 前項の履修に関する単位の認定、単位認定証明及び費用等の事項は、前項の協議において予め定めるものとする。

第 33 条 他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の博士後期課程の学生が、本大学院の博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程における研究指導を願い出たときは、研究科委員会においてこれを認めることができる。

2 前項の研究指導に関する費用その他の事項は、前項の協議において予め定めるものとする。

第 33 条の 2 前 2 条の規定により本大学院の授業科目を履修し、又は、本大学院で研究指導を受ける他大学の大学院の学生の取扱いについては、その性質に反しない限り、本学則その他規程を準用するものとする。

第 34 条 特定の機関又は団体等から研修事項又は研修科目を定めて、その所属職員の研修を本大学院に委託する願い出があったときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会にける審議を経て、委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生の取扱いについては、「松山大学大学院委託生規程」において定める。
- 3 委託生の納付金については、「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。

第 34 条の 2 本大学院において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会における審議を経て、研究生として入学を許可することがある

- 2 研究生の取扱いについては、「松山大学大学院研究生規程」において定める。
- 3 研究生の納付金については、「松山大学大学院納付金規程」の定めるところによるものとする。

第 35 条 削除

第 7 章 外国人留学生

第 36 条 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 協定校との単位互換

第 37 条 松山大学学則第 10 条の 2 及び同第 49 条の規定にもとづき、単位互換協定を結んだ他の大学（外国の大学を含む。）の大学院との間で教育研究交流を目的に学生の派遣又は受け入れをすることができる。

- 2 本学大学院に在籍する学生が協定に基づき、協定大学において授業科目の履修が認められた者を派遣聴講生又は派遣留学生（外国の大学の場合）と呼ぶ。
- 3 協定大学大学院に在籍する学生が協定に基づき、本大学院の授業科目の履修を認められた者を特別聴講生又は特別留学生（外国の大学の場合）と呼ぶ。
- 4 前 2 項に定める聴講生及び留学生に関する取扱いについては、別に定める。

第 9 章 賞 罰

第 38 条 特に他の模範となるべき行状ある学生はこれを褒賞することがある。

第 39 条 本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為をした者は、別に定める規程により懲戒する。

第 10 章 教員組織及び運営組織

第 40 条 本大学院の授業を担当する教員は、松山大学の専任教員よりこれにあて、必要ある場合に兼任教員をあてることができる。

第 41 条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

第 42 条 研究科委員会に研究科長及び研究科運営委員 1 名を置く。

- 2 研究科長及び研究科運営委員は、研究科委員会が選出する。
- 3 研究科運営委員は、研究科長を補佐する。
- 4 本大学院の事務の処理、学生の補導、福祉等のため一定数の職員を置く。

第 43 条 研究科委員会に関する規則は別に定める。

第 43 条の 2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善等を図るための組織的な研究を実施しなければならない。

2 前項の研究を行うことを目的として、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を置く。

3 前項に定めるFD委員会の構成その他運営に関する事項は、別に定める。

第11章 収容定員

第44条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員 5名	収容定員 10名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員 5名	収容定員 10名
言語コミュニケーション研究科			
英語コミュニケーション専攻		入学定員 3名	収容定員 6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員 3名	収容定員 6名
法学研究科	法学専攻	入学定員 3名	収容定員 6名

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員 2名	収容定員 6名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員 2名	収容定員 6名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員 2名	収容定員 6名
医療薬学研究科	医療薬学専攻	入学定員 3名	収容定員 12名

第12章 学年、学期、休業日

第45条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第46条 1学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

第47条 次の日には授業を行わない。

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

松山大学開学記念日 5月29日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月20日まで

冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 必要がある場合は、前項の休業日を変更し、又は、臨時の休業日を定めることができる。

第13章 研究所、図書館等

第48条 本大学院に総合研究所及び図書館を置く。

第49条 本大学院に薬用植物園を置く。

第50条 本大学院にキャリアセンター、情報センター及び国際センターを置く。

第51条 本大学院に保健室及び学生支援室を置く。

第14章 雑 則

第 52 条 本大学院学則に規定のない事項については松山大学学則を準用する。

第 53 条 本大学院学則の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

本大学院学則は、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1974（昭和 49）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 49 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1975（昭和 50）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 50 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1976（昭和 51）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 51 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1977（昭和 52）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 52 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1978（昭和 53）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1978（昭和 53）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 53 年 4 月 26 日からこれを施行し、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則（1979（昭和 54）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1980（昭和 55）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 55 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1981（昭和 56）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1982（昭和 57）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 57 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1983（昭和 58）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 58 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1984（昭和 59）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 59 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1985（昭和 60）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1986（昭和 61）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1987（昭和 62）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1988（昭和 63）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1989（平成元）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1990（平成 2）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1991（平成 3）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1992（平成 4）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1993（平成 5）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1994（平成 6）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1995（平成 7）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1996（平成 8）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1997（平成 9）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 9 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1998（平成 10）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 10 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1999（平成 11）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 11 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2000（平成 12）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 12 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2001（平成 13）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2002（平成 14）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 14 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2003（平成 15）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。

学則第 5 条の経営学研究科における授業科目の財務諸表論特講，財務諸表論演習，財務諸表論特殊演習については、平成 14 年 4 月入学生より適用する。

附 則（2004（平成 16）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 16 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2005（平成 17）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 17 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2006（平成 18）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、2006（平成 18）年 4 月 1 日からこれを施行する。

学則第 5 条の経済学研究科における授業科目の税法と経済Ⅰ特講，税法と経済Ⅱ特講，アメリカ経済論特講，経済学研究科特殊講義については、平成 17 年 4 月入学生より適用する。

学則第 11 条については、平成 18 年度在籍者から適用する。

附 則（2007（平成 19）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、2007（平成 19）年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2008（平成 20）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、2008（平成 20）年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2009（平成 21）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、2009（平成 21）年 4 月 1 日からこれを施行する。

学則第 5 条の経済学研究科における授業科目のうち環境思想論Ⅰ特講，環境思想論Ⅱ特講，経済地理学Ⅰ特講，経済地理学Ⅱ特講，地域史Ⅰ特講，地域史Ⅱ特講については、2008（平

成 20) 年 4 月入学生より適用する。

附 則 (2010 (平成 22) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、2010 (平成 22) 年 4 月 1 日からこれを施行する。

学則第 5 条の経済学研究科における授業科目のうち、開発援助論Ⅰ特講、開発援助論Ⅱ特講については、2009 (平成 21) 年度 4 月入学生より適用する。

附 則 (2011 (平成 23) 年 3 月 10 日)

本大学院学則は、2011 (平成 23) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2012 (平成 24) 年 2 月 16 日)

本大学院学則は、2012 (平成 24) 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (2013 (平成 25) 年 3 月 14 日)

本大学院学則は、2013 (平成 25) 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (2014 (平成 26) 年 2 月 6 日)

本大学院学則は、2014 (平成 26) 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (2015 (平成 27) 年 2 月 22 日)

本大学院学則は、2015 (平成 27) 年 4 月 1 日から施行し、2015 (平成 27) 年度在学学生にも適用する。

附 則 (2015 (平成 27) 年 5 月 28 日)

本大学院学則は、2016 (平成 28) 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (2016 (平成 28) 年 3 月 1 日)

本大学院学則は、2016 (平成 28) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2017 (平成 29) 年 11 月 30 日)

本大学院学則は、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2019 (平成 31) 年 1 月 29 日)

1 本大学院学則は、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から施行する。

2 2018 (平成 30) 年度以前に本大学院に入学した学生、委託生、研究生及び外国人留学生の業科目については、なお従前の例による。

本大学院学則は、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (2016 (平成 28) 年 3 月 1 日)

本大学院学則は、2016 (平成 28) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2017 (平成 29) 年 11 月 30 日)

本大学院学則は、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2019 (平成 31) 年 1 月 29 日)

1 本大学院学則は、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から施行する。

2 2018 (平成 30) 年度以前に本大学院に入学した学生、委託生、研究生及び外国人留学生の履修すべき授業科目については、なお従前の例による。

附 則 (2019 (平成 31) 年 2 月 20 日)

1 本大学院学則は、2020 (令和 2) 年 4 月 1 日から施行する。

2 収容定員は、第 44 条の規定にかかわらず、2020 (令和 2) 年度は次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程

経済学研究科 経済学専攻 入学定員 5 名 収容定員 15 名

経営学研究科 経営学専攻 入学定員 5 名 収容定員 15 名

言語コミュニケーション研究科

英語コミュニケーション専攻 入学定員 3 名 収容定員 9 名

社会学研究科 社会学専攻 入学定員 3名 収容定員 11名
博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科 経済学専攻 入学定員 2名 収容定員 10名

3 収容定員は、第44条の規定にかかわらず、2021(令和3)年度は次のとおりとする。

博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程

経済学研究科 経済学専攻 入学定員 2名 収容定員 8名

附 則(2019(令和元)年9月6日)

本大学院学則は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

附 則(2020(令和2)年9月7日)

本大学院学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附 則(2020(令和2)年12月18日)

本大学院学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附 則(2022(令和4)年2月17日)

本大学院学則は、2022(令和4)年4月1日から施行する。

附 則(2022(令和4)年6月29日)

本大学院学則は、2022(令和4)年6月29日から施行し、2022(令和4)年4月1日から適用する。ただし、2021(令和3)年度以前に入学した学生が経済学研究科経済学専攻において取得できる中学校教諭・高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類(学則第18条第2項)については、なお従前の例による。

附 則(2023(令和5)年2月2日)

本大学院学則は、2023(令和5)年4月1日から施行する。

別表（1）松山大学大学院 学則第6条 別表
経済学研究科

研究科・専攻・ 課程の名称		授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
経済学 研究科 経済学 専攻	博士前期課程	マクロ経済学特講Ⅰ	1		2	指導教員の担当 する演習は必修 とする。
		マクロ経済学特講Ⅱ	1		2	
		ミクロ経済学特講Ⅰ	1		2	
		ミクロ経済学特講Ⅱ	1		2	
		現代資本主義論特講	1		2	
		経済学史特講Ⅰ	1		2	
		経済学史特講Ⅱ	1		2	
		統計学特講	1		2	
		経済統計論特講	1		2	
		地域統計論特講	1		2	
		計量経済学特講Ⅰ	1		2	
		計量経済学特講Ⅱ	1		2	
		地方財政論特講	1		2	
		環境経済論特講	1		2	
		原子力政策論特講	1		2	
		金融論特講	1		2	
		金融システム論特講	1		2	
		国際経済論特講	1		2	
		国際金融論特講	1		2	
		比較経済システム論特講Ⅰ	1		2	
		比較経済システム論特講Ⅱ	1		2	
		貿易政策特講Ⅰ	1		2	
		貿易政策特講Ⅱ	1		2	
		開発経済学特講	1		2	
		社会思想史特講Ⅰ	1		2	
		社会思想史特講Ⅱ	1		2	
		日本経済史特講Ⅰ	1		2	
		日本経済史特講Ⅱ	1		2	
		西洋経済史特講Ⅰ	1		2	
		西洋経済史特講Ⅱ	1		2	
		経済政策特講Ⅰ	1		2	
		経済政策特講Ⅱ	1		2	
		地域経済論特講Ⅰ	1		2	
		地域経済論特講Ⅱ	1		2	
		コーポレート・ガバナンス特講Ⅰ	1		2	
		コーポレート・ガバナンス特講Ⅱ	1		2	

	株式会社形成史特講	1		2	
	交通政策特講	1		2	
	中国経済論特講	1		2	
	アジア経済論特講	1		2	
	日本経済論特講	1		2	
	労働経済学特講Ⅰ	1		2	
	労働経済学特講Ⅱ	1		2	
	ミクロ経済学演習Ⅰ	1	2		
	ミクロ経済学演習Ⅱ	1	2		
	ミクロ経済学演習Ⅲ	2	2		
	ミクロ経済学演習Ⅳ	2	2		
	経済学史演習Ⅰ	1	2		
	経済学史演習Ⅱ	1	2		
	経済学史演習Ⅲ	2	2		
	経済学史演習Ⅳ	2	2		
	統計学演習Ⅰ	1	2		
	統計学演習Ⅱ	1	2		
	統計学演習Ⅲ	2	2		
	統計学演習Ⅳ	2	2		
	計量経済学演習Ⅰ	1	2		
	計量経済学演習Ⅱ	1	2		
	計量経済学演習Ⅲ	2	2		
	計量経済学演習Ⅳ	2	2		
	環境経済論演習Ⅰ	1	2		
	環境経済論演習Ⅱ	1	2		
	環境経済論演習Ⅲ	2	2		
	環境経済論演習Ⅳ	2	2		
	金融論演習Ⅰ	1	2		
	金融論演習Ⅱ	1	2		
	金融論演習Ⅲ	2	2		
	金融論演習Ⅳ	2	2		
	国際経済論演習Ⅰ	1	2		
	国際経済論演習Ⅱ	1	2		
	国際経済論演習Ⅲ	2	2		
	国際経済論演習Ⅳ	2	2		
	貿易政策演習Ⅰ	1	2		
	貿易政策演習Ⅱ	1	2		
	貿易政策演習Ⅲ	2	2		
	貿易政策演習Ⅳ	2	2		
	開発経済学演習Ⅰ	1	2		

		開発経済学演習Ⅱ	1	2		
		開発経済学演習Ⅲ	2	2		
		開発経済学演習Ⅳ	2	2		
		社会思想史演習Ⅰ	1	2		
		社会思想史演習Ⅱ	1	2		
		社会思想史演習Ⅲ	2	2		
		社会思想史演習Ⅳ	2	2		
		日本経済史演習Ⅰ	1	2		
		日本経済史演習Ⅱ	1	2		
		日本経済史演習Ⅲ	2	2		
		日本経済史演習Ⅳ	2	2		
		経済政策演習Ⅰ	1	2		
		経済政策演習Ⅱ	1	2		
		経済政策演習Ⅲ	2	2		
		経済政策演習Ⅳ	2	2		
		地域経済論演習Ⅰ	1	2		
		地域経済論演習Ⅱ	1	2		
		地域経済論演習Ⅲ	2	2		
		地域経済論演習Ⅳ	2	2		
		コーポレート・ガバナンス演習Ⅰ	1	2		
		コーポレート・ガバナンス演習Ⅱ	1	2		
		コーポレート・ガバナンス演習Ⅲ	2	2		
		コーポレート・ガバナンス演習Ⅳ	2	2		
	博士後期課程	ミクロ経済学特殊演習Ⅰ	1	4		指導教員の担当 する演習は必修 とする。
		ミクロ経済学特殊演習Ⅱ	2	4		
		ミクロ経済学特殊演習Ⅲ	3	4		
		経済学史特殊演習Ⅰ	1	4		
		経済学史特殊演習Ⅱ	2	4		
		経済学史特殊演習Ⅲ	3	4		
		統計学特殊演習Ⅰ	1	4		
		統計学特殊演習Ⅱ	2	4		
		統計学特殊演習Ⅲ	3	4		
		計量経済学特殊演習Ⅰ	1	4		
		計量経済学特殊演習Ⅱ	2	4		
		計量経済学特殊演習Ⅲ	3	4		
		環境経済論特殊演習Ⅰ	1	4		
		環境経済論特殊演習Ⅱ	2	4		
		環境経済論特殊演習Ⅲ	3	4		
		金融論特殊演習Ⅰ	1	4		
		金融論特殊演習Ⅱ	2	4		

		金融論特殊演習Ⅲ	3	4		
		国際経済論特殊演習Ⅰ	1	4		
		国際経済論特殊演習Ⅱ	2	4		
		国際経済論特殊演習Ⅲ	3	4		
		貿易政策特殊演習Ⅰ	1	4		
		貿易政策特殊演習Ⅱ	2	4		
		貿易政策特殊演習Ⅲ	3	4		
		開発経済学特殊演習Ⅰ	1	4		
		開発経済学特殊演習Ⅱ	2	4		
		開発経済学特殊演習Ⅲ	3	4		
		社会思想史特殊演習Ⅰ	1	4		
		社会思想史特殊演習Ⅱ	2	4		
		社会思想史特殊演習Ⅲ	3	4		
		日本経済史特殊演習Ⅰ	1	4		
		日本経済史特殊演習Ⅱ	2	4		
		日本経済史特殊演習Ⅲ	3	4		
		経済政策特殊演習Ⅰ	1	4		
		経済政策特殊演習Ⅱ	2	4		
		経済政策特殊演習Ⅲ	3	4		
		地域経済論特殊演習Ⅰ	1	4		
		地域経済論特殊演習Ⅱ	2	4		
		地域経済論特殊演習Ⅲ	3	4		
		コーポレート・ガバナンス特殊演習Ⅰ	1	4		
		コーポレート・ガバナンス特殊演習Ⅱ	2	4		
		コーポレート・ガバナンス特殊演習Ⅲ	3	4		

経営学研究科

研究科・専攻・課程 の名称		授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
経営学 研究科 経営学 専攻	博士前期課程	経営管理論特講	1		4	指導教員の担当する演習は必修とする。
		経営管理論演習Ⅰ	1	4		
		経営管理論演習Ⅱ	2	4		
		経営戦略論特講	1		4	
		経営戦略論演習Ⅰ	1	4		
		経営戦略論演習Ⅱ	2	4		
		財務管理論特講	1		4	
		財務管理論演習Ⅰ	1	4		
		財務管理論演習Ⅱ	2	4		
		人的資源管理論特講	1		4	

攻	人的資源管理論演習Ⅰ	1	4	
	人的資源管理論演習Ⅱ	2	4	
	経営組織論特講	1		4
	経営組織論演習Ⅰ	1	4	
	経営組織論演習Ⅱ	2	4	
	ソーシャルビジネス論特講	1		4
	ソーシャルビジネス論演習Ⅰ	1	4	
	ソーシャルビジネス論演習Ⅱ	2	4	
	マーケティング戦略論特講	1		4
	マーケティング戦略論演習Ⅰ	1	4	
	マーケティング戦略論演習Ⅱ	2	4	
	インターストリアル・マーケティング論特講	1		2
	流通システム論特講	1		4
	流通システム論演習Ⅰ	1	4	
	流通システム論演習Ⅱ	2	4	
	商業経営論特講	1		4
	商業経営論演習Ⅰ	1	4	
	商業経営論演習Ⅱ	2	4	
	ブランドマネジメント論特講	1		2
	マーケティング論特講	1		4
	マーケティング論演習Ⅰ	1	4	
	マーケティング論演習Ⅱ	2	4	
	広告論特講	1		4
	広告論演習Ⅰ	1	4	
	広告論演習Ⅱ	2	4	
	消費者行動論特講	1		4
	消費者行動論演習Ⅰ	1	4	
	消費者行動論演習Ⅱ	2	4	
	保険論特講	1		4
	保険論演習Ⅰ	1	4	
	保険論演習Ⅱ	2	4	
	リスクマネジメント論特講	1		2
	貿易論特講	1		4
	貿易論演習Ⅰ	1	4	
	貿易論演習Ⅱ	2	4	
	情報メディア論特講	1		2
	数理解析特講	1		2
	数理解析演習Ⅰ	1	4	
	数理解析演習Ⅱ	2	4	
	情報システム論特講	1		4

	情報システム論演習Ⅰ	1	4	
	情報システム論演習Ⅱ	2	4	
	情報ネットワーク論特講	1		2
	情報処理論特講	1		2
	情報処理論演習Ⅰ	1	4	
	情報処理論演習Ⅱ	2	4	
	経営データ解析論特講	1		4
	情報資源管理論特講	1		4
	情報資源管理論演習Ⅰ	1	4	
	情報資源管理論演習Ⅱ	2	4	
	経営情報論特講	1		4
	経営情報論演習Ⅰ	1	4	
	経営情報論演習Ⅱ	2	4	
	統計的品質管理論特講	1		4
	統計的品質管理論演習Ⅰ	1	4	
	統計的品質管理論演習Ⅱ	2	4	
	財務会計論特講	1		4
	財務会計論演習Ⅰ	1	4	
	財務会計論演習Ⅱ	2	4	
	国際会計論特講	1		4
	国際会計論演習Ⅰ	1	4	
	国際会計論演習Ⅱ	2	4	
	管理会計論特講	1		4
	管理会計論演習Ⅰ	1	4	
	管理会計論演習Ⅱ	2	4	
	資金会計論特講	1		4
	資金会計論演習Ⅰ	1	4	
	資金会計論演習Ⅱ	2	4	
	税務会計論特講	1		4
	税務会計論演習Ⅰ	1	4	
	税務会計論演習Ⅱ	2	4	
	原価計算論特講	1		4
	原価計算論演習Ⅰ	1	4	
	原価計算論演習Ⅱ	2	4	
	人材育成システム論特講	1		4
	人材育成システム論演習Ⅰ	1	4	
	人材育成システム論演習Ⅱ	2	4	
	生涯学習論特講	1		4
	生涯学習論演習Ⅰ	1	4	
	生涯学習論演習Ⅱ	2	4	

	能力開発論特講	1		4	
	能力開発論演習Ⅰ	1	4		
	能力開発論演習Ⅱ	2	4		
	職場の健康管理特講	1		4	
博士 後 期 課 程	経営管理論特殊演習Ⅰ	1	4		指導教員の担当する演習は必修とする。
	経営管理論特殊演習Ⅱ	2	4		
	経営管理論特殊演習Ⅲ	3	4		
	経営戦略論特殊演習Ⅰ	1	4		
	経営戦略論特殊演習Ⅱ	2	4		
	経営戦略論特殊演習Ⅲ	3	4		
	財務管理論特殊演習Ⅰ	1	4		
	財務管理論特殊演習Ⅱ	2	4		
	財務管理論特殊演習Ⅲ	3	4		
	人的資源管理論特殊演習Ⅰ	1	4		
	人的資源管理論特殊演習Ⅱ	2	4		
	人的資源管理論特殊演習Ⅲ	3	4		
	経営組織論特殊演習Ⅰ	1	4		
	経営組織論特殊演習Ⅱ	2	4		
	経営組織論特殊演習Ⅲ	3	4		
	ソーシャルビジネス論特殊演習Ⅰ	1	4		
	ソーシャルビジネス論特殊演習Ⅱ	2	4		
	ソーシャルビジネス論特殊演習Ⅲ	3	4		
	流通システム論特殊演習Ⅰ	1	4		
	流通システム論特殊演習Ⅱ	2	4		
	流通システム論特殊演習Ⅲ	3	4		
	商業経営論特殊演習Ⅰ	1	4		
	商業経営論特殊演習Ⅱ	2	4		
	商業経営論特殊演習Ⅲ	3	4		
	マーケティング論特殊演習Ⅰ	1	4		
	マーケティング論特殊演習Ⅱ	2	4		
	マーケティング論特殊演習Ⅲ	3	4		
	マーケティング戦略論特殊演習Ⅰ	1	4		
	マーケティング戦略論特殊演習Ⅱ	2	4		
	マーケティング戦略論特殊演習Ⅲ	3	4		
	広告論特殊演習Ⅰ	1	4		
	広告論特殊演習Ⅱ	2	4		
	広告論特殊演習Ⅲ	3	4		
	消費者行動論特殊演習Ⅰ	1	4		
	消費者行動論特殊演習Ⅱ	2	4		
	消費者行動論特殊演習Ⅲ	3	4		
	保険論特殊演習Ⅰ	1	4		
	保険論特殊演習Ⅱ	2	4		
	保険論特殊演習Ⅲ	3	4		

	貿易論特殊演習Ⅰ	1	4	
	貿易論特殊演習Ⅱ	2	4	
	貿易論特殊演習Ⅲ	3	4	
	数理解析特殊演習Ⅰ	1	4	
	数理解析特殊演習Ⅱ	2	4	
	数理解析特殊演習Ⅲ	3	4	
	情報システム論特殊演習Ⅰ	1	4	
	情報システム論特殊演習Ⅱ	2	4	
	情報システム論特殊演習Ⅲ	3	4	
	情報処理論特殊演習Ⅰ	1	4	
	情報処理論特殊演習Ⅱ	2	4	
	情報処理論特殊演習Ⅲ	3	4	
	情報資源管理論特殊演習Ⅰ	1	4	
	情報資源管理論特殊演習Ⅱ	2	4	
	情報資源管理論特殊演習Ⅲ	3	4	
	経営情報論特殊演習Ⅰ	1	4	
	経営情報論特殊演習Ⅱ	2	4	
	経営情報論特殊演習Ⅲ	3	4	
	統計的品質管理論特殊演習Ⅰ	1	4	
	統計的品質管理論特殊演習Ⅱ	2	4	
	統計的品質管理論特殊演習Ⅲ	3	4	
	財務会計論特殊演習Ⅰ	1	4	
	財務会計論特殊演習Ⅱ	2	4	
	財務会計論特殊演習Ⅲ	3	4	
	国際会計論特殊演習Ⅰ	1	4	
	国際会計論特殊演習Ⅱ	2	4	
	国際会計論特殊演習Ⅲ	3	4	
	管理会計論特殊演習Ⅰ	1	4	
	管理会計論特殊演習Ⅱ	2	4	
	管理会計論特殊演習Ⅲ	3	4	
	資金会計論特殊演習Ⅰ	1	4	
	資金会計論特殊演習Ⅱ	2	4	
	資金会計論特殊演習Ⅲ	3	4	
	税務会計論特殊演習Ⅰ	1	4	
	税務会計論特殊演習Ⅱ	2	4	
	税務会計論特殊演習Ⅲ	3	4	
	原価計算論特殊演習Ⅰ	1	4	
	原価計算論特殊演習Ⅱ	2	4	
	原価計算論特殊演習Ⅲ	3	4	
	人材育成システム論特殊演習Ⅰ	1	4	
	人材育成システム論特殊演習Ⅱ	2	4	
	人材育成システム論特殊演習Ⅲ	3	4	
	生涯学習論特殊演習Ⅰ	1	4	

		生涯学習論特殊演習Ⅱ	2	4		
		生涯学習論特殊演習Ⅲ	3	4		
		能力開発論特殊演習Ⅰ	1	4		
		能力開発論特殊演習Ⅱ	2	4		
		能力開発論特殊演習Ⅲ	3	4		

言語コミュニケーション研究科

研 究 科・ 専攻・ 課程の 名称	科目分野		授業科目	配当 年次	単位数		備考
					必修	選択	
言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻	修士課程	専門科目群	異文化コミュニケーション学特講Ⅰ	1		2	11科目 22単位以上を修得すること。
			異文化コミュニケーション学特講Ⅱ	1		2	
			言語コミュニケーション研究特別講座	1		2	
		教育系科目群	英語教育学特講 AⅠ	1		2	
			英語教育学特講 AⅡ	1		2	
			英語教育学特講 BⅠ	1		2	
			英語教育学特講 BⅡ	1		2	
			英語教育学特講 CⅠ	1		2	
			英語教育学特講 CⅡ	1		2	
			英語教育学研究特別講座	1		2	
		言語系科目群	言語学特講 AⅠ	1		2	
			言語学特講 AⅡ	1		2	
			言語学特講 BⅠ	1		2	
			言語学特講 BⅡ	1		2	
			言語学特講 CⅠ	1		2	
			言語学特講 CⅡ	1		2	
			言語学特講 DⅠ	1		2	
			言語学特講 DⅡ	1		2	
			言語学研究特別講座	1		2	
		文学系科目群	英語圏文学特講 AⅠ	1		2	
			英語圏文学特講 AⅡ	1		2	
			英語圏文学特講 BⅠ	1		2	
			英語圏文学特講 BⅡ	1		2	
			英語圏文学特講 CⅠ	1		2	
			英語圏文学特講 CⅡ	1		2	
			英語圏文学研究特別講座	1		2	
		課題演習Ⅰ 課題演習Ⅱ 課題演習Ⅲ 課題演習Ⅳ		1 1 2 2	2 2 2 2		指導教員の担当する演習は必修とする。

社会学研究科

研究科・専攻・ 課程の名称		科目分野		授業科目	配当 年次	単位数		備考	
						必修	選択		
社会学 研究科 社会学 専攻	修士 課程	基礎科目		社会学特論Ⅰ	1	2		基礎科目は必修とする。	
				社会学特論Ⅱ	1	2			
		専門科目	理論分野	社会学史特講Ⅰ	1		2	5科目20単位以上修得すること。	
				社会学史特講Ⅱ	1		2		
				社会理論特講Ⅰ	1		2		
				社会理論特講Ⅱ	1		2		
				社会思想史特講Ⅰ	1		2		
				社会思想史特講Ⅱ	1		2		
		現代社会・ メディア・地域・ 国際・環境分野	教育社会学特講Ⅰ	1		2			
			教育社会学特講Ⅱ	1		2			
			現代メディア論特講Ⅰ	1		2			
			現代メディア論特講Ⅱ	1		2			
			地域社会学特講Ⅰ	1		2			
			地域社会学特講Ⅱ	1		2			
			国際社会学特講Ⅰ	1		2			
			国際社会学特講Ⅱ	1		2			
			環境社会学特講Ⅰ	1		2			
			環境社会学特講Ⅱ	1		2			
		福祉・臨床分野	社会福祉学特講Ⅰ	1		2			
			社会福祉学特講Ⅱ	1		2			
			臨床社会学特講Ⅰ	1		2			
			臨床社会学特講Ⅱ	1		2			
			家族社会学特講Ⅰ	1		2			
			家族社会学特講Ⅱ	1		2			
			社会病理学特講Ⅰ	1		2			
			社会病理学特講Ⅱ	1		2			
		社会学研究科特殊講義				1			2
		課題演習	理論分野	社会学史課題演習Ⅰ	1		2		指導教員の担当する演習は必修とする。
				社会学史課題演習Ⅱ	1		2		
				社会学史課題演習Ⅲ	2		2		
				社会学史課題演習Ⅳ	2		2		
				社会理論課題演習Ⅰ	1		2		
				社会理論課題演習Ⅱ	1		2		
				社会理論課題演習Ⅲ	2		2		
				社会理論課題演習Ⅳ	2		2		

		現代社会・ メディア・地域・ 国際・環境分野	教育社会学課題演習Ⅰ	1		2	
			教育社会学課題演習Ⅱ	1		2	
			教育社会学課題演習Ⅲ	2		2	
			教育社会学課題演習Ⅳ	2		2	
			現代メディア論課題演習Ⅰ	1		2	
			現代メディア論課題演習Ⅱ	1		2	
			現代メディア論課題演習Ⅲ	2		2	
			現代メディア論課題演習Ⅳ	2		2	
			地域社会学課題演習Ⅰ	1		2	
			地域社会学課題演習Ⅱ	1		2	
			地域社会学課題演習Ⅲ	2		2	
			地域社会学課題演習Ⅳ	2		2	
			国際社会学課題演習Ⅰ	1		2	
			国際社会学課題演習Ⅱ	1		2	
			国際社会学課題演習Ⅲ	2		2	
			国際社会学課題演習Ⅳ	2		2	
			環境社会学課題演習Ⅰ	1		2	
			環境社会学課題演習Ⅱ	1		2	
			環境社会学課題演習Ⅲ	2		2	
			環境社会学課題演習Ⅳ	2		2	
			福祉・臨床分野	社会福祉学課題演習Ⅰ	1		2
				社会福祉学課題演習Ⅱ	1		2
				社会福祉学課題演習Ⅲ	2		2
				社会福祉学課題演習Ⅳ	2		2
		臨床社会学課題演習Ⅰ		1		2	
		臨床社会学課題演習Ⅱ		1		2	
		臨床社会学課題演習Ⅲ		2		2	
		臨床社会学課題演習Ⅳ		2		2	
		家族社会学課題演習Ⅰ		1		2	
		家族社会学課題演習Ⅱ		1		2	
		家族社会学課題演習Ⅲ		2		2	
		家族社会学課題演習Ⅳ		2		2	
		社会病理学課題演習Ⅰ	1		2		
			社会病理学課題演習Ⅱ	1		2	
			社会病理学課題演習Ⅲ	2		2	
			社会病理学課題演習Ⅳ	2		2	
博士 後期 課程	特殊 研究	理論分野	社会学史特殊研究Ⅰ	1		2	
			社会学史特殊研究Ⅱ	1		2	
			社会理論特殊研究Ⅰ	1		2	
			社会理論特殊研究Ⅱ	1		2	
		現代社会分野	地域社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			地域社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
			国際社会学特殊研究Ⅰ	1		2	

			国際社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
			環境社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			環境社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
			教育社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			教育社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
		福祉・臨床分野	社会福祉学特殊研究Ⅰ	1		2	
			社会福祉学特殊研究Ⅱ	1		2	
			臨床社会学特殊研究Ⅰ	1		2	
			臨床社会学特殊研究Ⅱ	1		2	
			社会病理学特殊研究Ⅰ	1		2	
			社会病理学特殊研究Ⅱ	1		2	
	特殊演習	理論分野	社会学史特殊演習Ⅰ	1		2	指導教員の担当する演習は必修とする。
			社会学史特殊演習Ⅱ	1		2	
			社会学史特殊演習Ⅲ	2		2	
			社会学史特殊演習Ⅳ	2		2	
			社会学史特殊演習Ⅴ	3		2	
			社会学史特殊演習Ⅵ	3		2	
			社会理論特殊演習Ⅰ	1		2	
			社会理論特殊演習Ⅱ	1		2	
			社会理論特殊演習Ⅲ	2		2	
			社会理論特殊演習Ⅳ	2		2	
			社会理論特殊演習Ⅴ	3		2	
			社会理論特殊演習Ⅵ	3		2	
		現代社会分野	地域社会学特殊演習Ⅰ	1		2	
			地域社会学特殊演習Ⅱ	1		2	
			地域社会学特殊演習Ⅲ	2		2	
			地域社会学特殊演習Ⅳ	2		2	
			地域社会学特殊演習Ⅴ	3		2	
			地域社会学特殊演習Ⅵ	3		2	
			国際社会学特殊演習Ⅰ	1		2	
			国際社会学特殊演習Ⅱ	1		2	
			国際社会学特殊演習Ⅲ	2		2	
			国際社会学特殊演習Ⅳ	2		2	
			国際社会学特殊演習Ⅴ	3		2	
			国際社会学特殊演習Ⅵ	3		2	
			環境社会学特殊演習Ⅰ	1		2	
			環境社会学特殊演習Ⅱ	1		2	
			環境社会学特殊演習Ⅲ	2		2	
			環境社会学特殊演習Ⅳ	2		2	
			環境社会学特殊演習Ⅴ	3		2	
			環境社会学特殊演習Ⅵ	3		2	
			教育社会学特殊演習Ⅰ	1		2	
			教育社会学特殊演習Ⅱ	1		2	

			教育社会学特殊演習Ⅲ	2		2	
			教育社会学特殊演習Ⅳ	2		2	
			教育社会学特殊演習Ⅴ	3		2	
			教育社会学特殊演習Ⅵ	3		2	
		福祉・臨床分野	社会福祉学特殊演習Ⅰ	1		2	
			社会福祉学特殊演習Ⅱ	1		2	
			社会福祉学特殊演習Ⅲ	2		2	
			社会福祉学特殊演習Ⅳ	2		2	
			社会福祉学特殊演習Ⅴ	3		2	
			社会福祉学特殊演習Ⅵ	3		2	
			臨床社会学特殊演習Ⅰ	1		2	
			臨床社会学特殊演習Ⅱ	1		2	
			臨床社会学特殊演習Ⅲ	2		2	
			臨床社会学特殊演習Ⅳ	2		2	
			臨床社会学特殊演習Ⅴ	3		2	
			臨床社会学特殊演習Ⅵ	3		2	
			社会病理学特殊演習Ⅰ	1		2	
			社会病理学特殊演習Ⅱ	1		2	
			社会病理学特殊演習Ⅲ	2		2	
			社会病理学特殊演習Ⅳ	2		2	
			社会病理学特殊演習Ⅴ	3		2	
			社会病理学特殊演習Ⅵ	3		2	

法学研究科

研究科・専攻・ 課程の名称		科目分野		授業科目	配 当 年 次	単位数		備考
						必修	選択	
法学 研究 科 法 学 専 攻	修士 課 程	共通科目		人権論総論特講	1	2		共通科目は必修とする。
				司法制度総論特講	1	2		
		基 幹 科 目	立法行政科目群	憲法研究特講	1		2	3科目6単位を 修得すること。 ただし、6単位 を超えて修得 した単位は、関 連科目の12単位に含める ことができる。
				行政法研究特講	1		2	
				比較制度史研究特講	1		2	
			司法制度科目群	刑法研究特講	1		2	
				民法研究特講	1		2	
				企業法研究特講	1		2	
				労働法研究特講	1		2	
		関 連 科 目	立法行政科目群	憲法特論特講	1		2	12単位以上修得すること。
				行政法特論特講	1		2	
				比較自治制度特論特講	2		2	
				比較制度史特論特講	2		2	

		司法制度科目群	比較制度特論特講	2		2	
			刑法特論特講	1		2	
			訴訟法研究特講	2		2	
			刑事政策特論特講	2		2	
			民法特論特講	1		2	
			労働法特論特講	2		2	
			比較法特論特講	1		2	
		演習科目	課題演習Ⅰ	1	2		
			課題演習Ⅱ	1	2		
			課題演習Ⅲ	2	2		
			課題演習Ⅳ	2	2		

医療薬学研究科 (一般コース)

研究科・専攻・ 課程の名称		科目分野	授業科目	配当 年次	単位数		備考
					必修	選択	
医療薬学研究科 医療薬学専攻	博士課程	基礎科目	科学英語特論ⅠA	1		1	科学英語特論Ⅱを含む2単位以上修得すること。
			科学英語特論ⅠB	1		1	
			科学英語特論ⅠC	1		1	
			科学英語特論ⅠD	1		1	
			科学英語特論Ⅱ	1	1		
		専門科目 （A群） 最適治療と実践薬学領域	天然物医薬品評価科学特論	1		2	A群、B群より各4単位以上（研究指導教員が担当する専門科目を含む）修得すること。
			製剤設計学特論	1		2	
			環境衛生薬学特論	1		2	
			腫瘍学特論	1		2	
			臨床薬理学特論	1		2	
			病院薬剤学特論	1		2	
			医療倫理学特論	1		2	
			医療マネジメント特論	1		2	
			（B群） 感染症薬学特論	1		2	
			疾病と薬の分子 分子神経科学特論	1		2	
			基盤領域 薬物作用解析学特論	1		2	
			医薬分子化学特論	1		2	
			医療分析化学特論	1		2	
			分子生命科学特論	1		2	
		特別研究	薬学特別研究	1	16		特別研究は必修とする。
		特別研修	最適治療と実践薬学領域研修	1		3	6単位以上修得すること。
			疾病と薬の分子基盤領域研修	1		3	
			病院研修A	1		3	

(がん医療重点コース)

研究科・専攻・ 課程の名称		科目分野	授業科目	配当 年次	単位数		備考
					必修	選択	
医 療 薬 学 研 究 科 医 療 薬 学 専 攻	博 士 課 程	基礎科目	科学英語特論ⅠA	1		1	科学英語特論Ⅱ を含む2単位以 上修得するこ と。
			科学英語特論ⅠB	1		1	
			科学英語特論ⅠC	1		1	
			科学英語特論ⅠD	1		1	
			科学英語特論Ⅱ	1	1		
		専門科目 薬学領域	(A群) 天然物医薬品評価科学特論	1		2	A群より必修2科 目を含む6単位 以上と、B群よ り2単位以上 (研究指導教員 が担当する専門 科目を含む) 修 得すること。
			最適治療と実践製剤設計学特論	1		2	
			環境衛生薬学特論	1		2	
			臨床薬理学特論	1		2	
			腫瘍学特論	1	2	2	
			がん医療薬学特論	1	2		
			病院薬剤学特論	1			
			医療倫理学特論	1		2	
			医療マネジメント特論	1		2	
			(B群) 感染症薬学特論	1		2	
			疾病と薬の分子 分子神経科学特論	1		2	
			基盤領域 薬物作用解析学特論	1		2	
			医薬分子化学特論	1		2	
			医療分析化学特論	1		2	
			分子生命科学特論	1		2	
		特別研究	薬学特別研究	1	16		特別研究は必修と する。
		特別研修	最適治療と実践薬学領域研修	1		3	病院研修 B を含 む 6 単位以上修 得すること。
			疾病と薬の分子基盤領域研修	1		3	
			病院研修B	1	3		